

国民健康保険に加入している方へ

平成23年度の国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に発送します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかるための医療保険制度で、皆さんの納める国民健康保険税などを財源として運営されています。

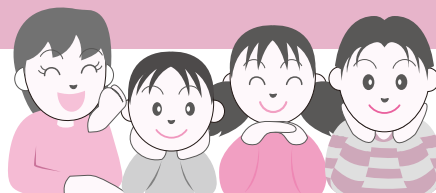
国民健康保険制度の運営について、引き続き、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

☎ 国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

平成23年度の税率

平成23年度国民健康保険税の所得割・資産割の税率および均等割・平等割の金額は、前年度と同一で変更はありません。

なお、「課税限度額」は、法改正により、増額改正されています。



区 分	課 税 区 分 の 内 容	医 療 分		支 援 分		介 護 分	
		22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
所 得 割	前年の所得に応じて計算	6.47%	据え置き	2.56%	据え置き	1.77%	据え置き
資 産 割	今年度の固定資産税額に応じて計算	11.14%	据え置き	3.85%	据え置き	2.85%	据え置き
均 等 割	被保険者の人数に応じて計算	1万6900円	据え置き	6600円	据え置き	7900円	据え置き
平 等 割	1世帯あたりの定額	1万8900円	据え置き	7300円	据え置き	5400円	据え置き
限 度 額	1世帯あたりの課税限度額	50万円	51万円	13万円	14万円	10万円	12万円

※介護分は、40歳以上65歳未満の方が対象(65歳以上の方は、国民健康保険税とは別に納付)

保健税の計算方法



※納期・納期限・納付方法は、右のページの介護保険料と同じです。

▼ 年金からの引き落としをされている方へ

税額決定通知書(課税額の明細書で納付書ではありません)を7月下旬にお送りします。また、本徴収開始通知書(はがき)【10月・12月・2月分】は、10月上旬ごろ発送を予定しています。

▼ 外国籍の方へ

在留資格期限更新のない外国籍の方は、国民健康保険の資格を失いますので、更新手続きは早めに行ってください。

▼ 国民健康保険税の減免

東日本大震災などにより被害を受けたり、失業・病気などで所得が著しく減少し、保険税の納付が困難となった方は、減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

◎東日本災害により被災された方のうち、一定の要件を満たした方については、医療費の一部負担金の免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。